

愛知県栄養塩管理検討会議の傍聴に関する事項

(目的)

第1条 愛知県栄養塩管理検討会議の傍聴に関する事項について、愛知県栄養塩管理検討会議設置要領第11条に基づき、次のとおり定める。

(傍聴者の定員)

第2条 会議における傍聴者の定員は、10人とする。

(傍聴の申込み及び傍聴者の決定方法)

第3条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書により、事前に申し込むものとする。

なお、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定し、傍聴証を交付する。

(会議場に入ることができない者)

第4条 凶器やその他危険物、ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると明らかに認められる者は会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、傍聴席においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話等の無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真、ビデオ等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。

(議長の指示)

第6条 議長は、この事項に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴者がこの事項又は議長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、令和4年10月17日から施行する。